

新 (R4. 4. 1 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事監理業務委託特記仕様書 (令和4年4月版)</p> <p>I 業務概要</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. 対象工事の概要 本業務の対象となる工事 (以下「対象工事」という。) の概要は以下のとおりとする。 (注) 対象工事の名称、工期等は、別表-1「工事監理業務委託対象工事一覧表」のとおりとする。</p> <p>II 業務仕様</p> <p>特記仕様書に記載されていない事項は、「建築関係工事監理業務委託共通仕様書」(福島県土木部制定) (以下「共通仕様書」という。) による。</p> <p>1. 工事監理業務の内容</p> <p>一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによる他、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>一 工事監理に関する業務</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務</p> <p>(i) 施工図等の検討及び報告 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。 (注) 別表-2「重点工事監理項目一覧表」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする。 (注) 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (注) 別表-2「重点工事監理項目一覧表」について、特に留意して行うこととする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(4) 工事と設計図書との照合及び確認 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、対象工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。 (注) 別表-2「重点工事監理項目一覧表」について、特に留意して行うこととする。</p> <p>・</p> <p>(5) ～ (6) (省略)</p> <p>二～二. 二 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係工事監理業務委託特記仕様書 (令和3年10月版)</p> <p>I 業務概要</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. 対象工事の概要 本業務の対象となる工事 (以下「対象工事」という。) の概要は以下のとおりとする。 ※ 対象工事の名称、工期等は、別表-1「工事監理業務委託対象工事一覧表」のとおりとする。</p> <p>II 業務仕様</p> <p>特記仕様書に記載されていない事項は、「建築関係工事監理業務委託共通仕様書」(福島県土木部制定) (以下「共通仕様書」という。) による。</p> <p>1. 工事監理業務の内容</p> <p>一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによる他、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>一 工事監理に関する業務</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務</p> <p>(i) 施工図等の検討及び報告 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。 ※ 別表-2「重点工事監理項目一覧表」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする。 ※ 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 ※ 別表-2「重点工事監理項目一覧表」について、特に留意して行うこととする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(4) 工事と設計図書との照合及び確認 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、対象工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。 ※ 別表-2「重点工事監理項目一覧表」について、特に留意して行うこととする。</p> <p>・</p> <p>(5) ～ (6) (省略)</p> <p>二～二. 二 (省略)</p>

新 (R4. 4. 1 適用版)	現 行
<p>2. 業務の実施</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 適用基準等</p> <p>本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、特記なき場合は、「建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定)」による。</p> <p>a. 共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書 (土木工事編) (福島県土木部制定) _____ ・ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 (国土交通省住宅局監修) _____ ・ 建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会制定) (適用工種・全工程・一部工種 (JASS 工事)) _____ ・ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 (福島県土木部制定) _____ ・ 福島県吹き付けアスベスト等改修工事共通仕様書 (福島県土木部制定) _____ ※対象工事の設計図書 (b 及び c に示されたものを除く。) _____ ・ 福島県環境共生建築計画・設計指針 (福島県土木部制定) _____ ・ 福島県電子納品運用ガイドライン _____ (建築関係設計業務委託編) (福島県土木部制定) _____ <p>・ 建築関係業務委託における情報共有システムの運用 (試行) (福島県土木部制定) (注) 対象工事で情報共有システムを利用する場合に適用する。</p> <p>b. 建 築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定) _____ ・ 建築工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 建築設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 建築構造設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 建築工事標準詳細図 (建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ <p>c. 設 備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定) _____ ・ 建築設備計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 建築設備設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省住宅局建築指導課監修) _____ ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ 県有施設建築設備耐震計画指針 (福島県土木部制定) _____ ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン _____ <p>(3) (省略)</p>	<p>2. 業務の実施</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 適用基準等</p> <p>本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、特記なき場合は、「建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定)」による。</p> <p>a. 共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書 (土木工事編) (福島県土木部制定) _____ ・ 貸与 ・ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 (国土交通省住宅局監修) _____ ・ ・ 建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会制定) (適用工種・全工程・一部工種 (JASS 工事)) _____ ・ ・ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 (福島県土木部制定) _____ ・ 貸与 ・ 福島県吹き付けアスベスト等改修工事共通仕様書 (福島県土木部制定) _____ ・ 貸与 ※対象工事の設計図書 (b 及び c に示されたものを除く。) _____ ・ 貸与 ・ 福島県環境共生建築計画・設計指針 (福島県土木部制定) _____ ・ 貸与 ・ 福島県電子納品運用ガイドライン (案) (建築・設備設計業務委託編) (福島県土木部制定) _____ ・ 貸与 <hr/> <p>b. 建 築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定) _____ ・ ・ 建築工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 建築設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 建築構造設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 建築工事標準詳細図 (建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ <p>c. 設 備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部制定) _____ ・ ・ 建築設備計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 建築設備設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省住宅局建築指導課監修) _____ ・ ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) _____ ・ ・ 県有施設建築設備耐震計画指針 (福島県土木部制定) _____ ・ 貸与 ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン _____ ・ <p>(3) (省略)</p>

新 (R4. 4. 1 適用版)

(4) 提出書類等

a. 次に掲げる書類等の提出場所 ()

提出書類等	部数	製本形態	備考
①提出書類			
※業務計画書	部		
※業務報告書	部		
②その他			
・	部		
・	部		
③資料			
・	部		
・	部		

(5) ~ (6) (省略)

(7) 資料の貸与及び返却

- ・
- ・
- 貸与場所 () 貸与時期 (業 務 着 手 時)
- 返却場所 () 返却時期 ()
- ・ 守秘義務が求められる資料 ()

(8) ~ (9) (省略)

現 行

(4) 提出書類等

a. 次に掲げる書類等の提出場所 ()

提出書類等	部数	製本形態	備考
①提出書類			
※業務計画書	部		
※業務報告書	部		
②その他			
・	部		
・	部		
③資料			
・	部		
・	部		

(5) ~ (6) (省略)

(7) 資料の貸与及び返却

※ 適用基準集のうち、貸与に※印及び○印のついたもの

- ・
- ・
- 貸与場所 () 貸与時期 (業 務 着 手 時)
- 返却場所 () 返却時期 ()
- ・ 守秘義務が求められる資料 ()

(8) ~ (9) (省略)